



阿久根市議会

第 6 号	受付
令和5年6月27日	
陳情	

議長 仮屋園 一徳 殿

令和5年6月27日(火)

【電源立地地域対策交付金等に関する陳情書】

陳情書 住 所 阿久根市 [REDACTED]

氏 名 鶴園 良文 [REDACTED]

[REDACTED]
氏 名 奥平 一宗 [REDACTED]

[REDACTED]
氏 名 濱門 明典 [REDACTED]

陳情・要望・趣旨

鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「PAZ」とは、原発事故が発生した場合、ただちに避難を行う範囲のことで原発から、おおむね半径 5キロ圏内を目安と定めています。

薩摩川内市、発電所よりおおむね 5~30Kmを目安とする UPZ圏内の阿久根市、いちき串木野市、出水市、日置市、姶良市、鹿児島市、長島町さつま町の対象区域を内閣府は明らかにしています。

川内地域における原子力災害対策重点区域である。PAZ圏内は薩摩川内市 UPZ圏内は 阿久根市を含む 7市2町にまたがるものである。

阿久根市は、5~30Km圏内 UPZ 緊急時防護措置を準備する区域です。
特に、旧 大川中学校跡地迄 直線距離で **13.4キロ**しかありません。

又、阿久根市大川(鈴井戸)〇〇〇〇宅迄は直線距離で 約 **11.0キロ**です。
川内原子力発電所の1・2号機 それぞれ **2024年7月、25年11月**原則40年の運転期限を迎ますが、条件付きで再稼働が認可された場合に限り更に20年延長が可能となる事から国に対し県に対して電源立地地域対策交付の**増額**を申し入れる必要があると考えます。

阿久根市の人口数に対して1人当たりの交付金としては年間4,644円で
これは**安すぎると**考えます。

この事を踏まえ下記の事項を陳情いたします。

記

1. 薩摩川内市に、国が電源立地地域対策交付金として支払っている金額と比較した場合、阿久根市・いちき串木野市は 距離的な面で考慮しても

20キロ圏内と余り差が無いのに金額面で大差をつけ過ぎであり根拠が不明確である。令和5年度川内原発交付金 薩摩川内市1,451,313,000円 阿久根市86,725,000円(広報調査費1,725,000円を含む)である。

何か問題があつた場合、風向きによっては被害を被ることも考えられ原則40年の運転期限を迎えるこの時期に各市・町と連携を取り本気になって重い腰を上げなければこの交付金の格差は解決されません。

国・県・九州電力株式会社に交付金の増額を7市2町で協議する事。

2.運転延長をされた場合は、事故が拡大することに備え避難や屋内避難を行う範囲等を準備する区域として、阿久根市民の安心・安全・市民の命を守る為に、安全対策も常に更新されるべきであり万全な体制を整える様にする事。

3.国の原子力規制委員会によって、再稼働が認可された場合、いくら反対しても國の方針は変わりません。よって、20年稼働の延長が予測される事から危険個所に住んでいる市民の生活・生命・財産を守る為の与えられた保障として国・県・又は九州電力(株)に対して原発交付金の増額を強く要求する事。

4.安全神話は有りえません。福島の二の舞にならない様にする為にもいろんな角度から想定して川内原子力発電所に対して意見・要望・趣旨等を申し入れる必要があると考えます。(議員さん方は阿久根市民の代表である以上市民を守る為!!)

5.空間放射線測定量を測る局が、阿久根市に9局あります。

市民には何処にあるか把握さえされていません。

県と相談をしてよりわかりやすく多くの阿久根市民に周知する事。

6.原発交付金を増額していただきインフラの整備を早急に進めて、避難道路の基盤整備・防災設備等の充実を図る事。

7.川内原発使用済み核燃料プール満杯期間は、運転を続けた場合1号機で11年、2号機はおおよそ4年で満杯になることから、今後移動手段等を含めてどの様な対応策をされるのか事前に解答を引き出す事。

8.国・県・九州電力(株)に市長・議員・行政担当が陳情される場合は戦略戦術を合わせ持って行なう事。何が問題なのかを明確にして県・又は九州電力(株)を納得させるだけの具体的適正かつ緻密な意見書を示して要求する事。阿久根市民の命と引き換えにしては、川内市民と比べたら原発立地地域対策交付金は安すぎるを考えます。(阿久根市市民は1日に換算したら約12.73円)

※最後に陳情・要望書の記載内容は川内原発を容認するものではありません。薩摩川内市民も、阿久根市民も命の価値は同等に値する考えます。